					開催・分析	们5 ^在	年3月29日
所管部課		教育部 中央図書館	部建	芝	小俣 学	·····································	
件 名		東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について					
		Γ	区分		1審議事項	\bigcirc	2報告事項
関係事項	条例 規則	東大和市立図書館条例					
	部課 機関						
1. 要 旨 令和5年5月24日より小平市との図書館相互利用を開始するため、また利用登録の有効 期間を5年とすることを新たに規定するため本施行規則の一部改正を行う。 (1) 主な改正点 ・利用登録を受けることができる者について、「小平市の区域内に居住する個人」を追加する。 ・利用登録の有効期間、登録更新方法に関する事項について追加する。 (2) 施行日 令和4年5月24日 (3) 影響及び効果 ・小平市との相互利用について規定することで、東大和市民の利便性の向上を図ることができる。 ・利用登録の有効期間を設け、定期的に登録要件の確認を実施することで、適正な図書館利用が図られる。							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) ・令和5年3月28日 令和5年第3回教育委員会定例会において「東大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則」について、承認済み。 ・文書課において審査済み。							
3. 留意事項(問題点等)							
4. 主管部処理案(検討結果等) 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5.	審議結	果					

注:定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。